

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成ガイドライン」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel：03-5226-6612）あてにお願いします。

2018年7月18日

独立行政法人国際協力機構
本部契約担当役 理事

【1. 競争参加資格（プロポーザル提出の資格）】

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者
- 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

- 4) 平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。
- 5) その他個別案件の公示の「3 条件等」において規定されている要件を満たしていること。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布は、全省庁統一資格を有している法人（JICAの簡易審査申請中の法人を含む。）のみを対象として、電子データをダウンロードする方法で行います。

詳しくは、機構ホームページ「業務指示書等の電子配付について【コンサルタント等契約】」

(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>) を参照願います。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

また、下記(1)に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

(1) 公表の対象となる契約相手方（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

- イ．契約相手方の直近3ヵ年の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ．一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 180209

国名：ラオス 担当：地球環境部

案件名：水道事業運営管理能力向上プロジェクト（MaWaSU2）

1 選定プロセス

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2018年7月18日から2018年7月24日12：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構ウェブサイトにて告知します。
配布方法はウェブサイト「業務指示書等の電子配布について」を参照願います。
(<https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2018年7月18日から2018年7月24日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2018年8月3日12：00まで
提出場所はJICA本部 1F 調達部受付です。
- (4) 選定結果通知（予定）：8月下旬
- (5) 契約交渉（予定）：8月下旬～9月上旬

2 業務の内容

【業務の目的】

ラオス政府は、1999年に発令された首相令37において、2020年までに都市部に居住する人口の8割に対して24時間安全な水を供給することを目標に掲げている。また、「第8次国家社会経済開発5カ年計画（NSED）（2016-2020）」に基づく水道戦略においては、全国水道普及率の目標を2020年までに全人口の9割と定めているが、2015年の都市における水道普及率は64%に留まっている。ラオスの水道事業は、公共事業運輸省（MPWT）水道局（DWS）が上水道事業の運営管理責任を担っているものの、上述の首相令により事業運営自体が全て都県に移管され、全国に18存在する都県の水道公社にその経営が委ねられている。ラオスでは、ほぼ全ての水道公社の経営基盤は脆弱であり、設備投資・更新はドナーや民間投資による資金に大きく依存している。この状況を改善し、水道公社自身が独立採算制に基づく事業運営を行うことができるようにするためには、水道公社に対する技術的な能力向上のみならず、水道行政の改革が必要とMPWT/DWSも認識している。

本プロジェクトでは、1）組織・制度改革（水道行政の強化）支援と2）水道公社及び公共事業運輸省水道局における水道事業運営能力強化の2点に取り組むこととしており、うち、本契約業務では、1）組織・制度改革（水道行政の強化）支援を中心とした業務を想定している。

【業務の内容】（本プロジェクトは、プロジェクト目標に達成に向けて4つの成果を掲げているが、本契約業務は成果1を達成するための業務を想定している）

プロジェクト目標：水道セクター管理体制と水道公社の能力を強化するために必要な基盤が整備される。

成果1：水道行政の改善を通じて、水道セクターの透明性、アカウンタビリティ、ガバナンス（TAG）が強化される。

成果2：施設整備事業における水道公社の計画・実施能力、公共事業運輸省（MPWT）、県公共事業運輸局（DPWT）の審査・モニタリング・評価能力が強化される。

成果3：水道事業に必要な技術基準が作成される。

成果4：水道公社の水道事業に関する計画実施能力が強化される。

3 条件等

(1)参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

海外において、水道事業経営に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

(2)参加の制限

2017年度 単独型 ラオス国水道公社事業管理能力向上プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査（評価分析）に参加した会社及び個人は本公示案件に参加できない。

4 契約期間（予定）

2018年9月中旬～2021年8月中旬

5 想定人月（予定）

16.50 M/M

以上